

(別添 2)

新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給に関する
診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約書 (案)

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療の給付(昭和五十二年厚生省告示第二百四十号)第十二号に規定する新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給であつて、厚生労働省保険局長が定めるものに関する診療報酬の審査及び支払事務について、〇〇都道府県知事 (以下「甲」という。)と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会理事長 (以下「乙」という。)との間に次の通り契約を締結する。

第一条 乙は、甲が行う当該医療費の負担について、毎月、医療機関及び薬局 (以下「医療機関等」という。)に対して支払うべき費用 (以下「診療報酬等」という。)の内容の迅速適正な審査及び支払事務を引き受けるものとする。

第二条 乙は、前条の規定に基づいて行う医療費の負担に関し、毎月、医療機関等に対して支払う診療報酬等を第四条に規定する事務費と合わせて審査を終了した日の属する月の翌月 8 日までに請求し、甲は、その月の 18 日までにこれを支払うものとする。

第三条 甲は、乙の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てる事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額に毎月診療報酬等の積算の基礎となった診療件数を乗じて得た額を乙に支払うものとする。

第四条 甲は、乙に関する帳簿書類を閲覧し、説明を求め及び報告を徴することができるものとする。

第五条 この契約の有効期間は、令和 5 年 5 月 8 日より令和 6 年 3 月 31 日までとする。

第六条 この契約の有効期間の終了 1 月前までに、契約当事者のいずれか一方より何等の意思表示をしないときは、終期の翌日において向う 1 か年間契約の更新をしたものとみなす。

この契約の確実を証するため本書 2 通を作成し双方署名捺印の上各々 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名 (印)

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会
〇〇理事長 氏 名 (印)

覚 書（案）

令和 年 月 日付をもって、〇〇都道府県知事（以下「甲」という。）と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間において締結した、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の支給に関する診療報酬等の審査及び支払事務に関する契約の実施に関する事項に関し、下記のとおり覚書を交換し相互にこれを遵守するものとする。

記

- 1 乙は、審査が終了したときには診療報酬等請求内訳書を調製し、診療報酬明細書及び調剤報酬明細書（以下「診療報酬明細書等」という。）又は連名簿にこれを添付して甲に提出するものとする。
- 2 契約書第三条の事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額は、診療報酬請求書の審査及び支払事務に関し、〇〇都道府県と〇〇都道府県国民健康保険団体連合会との間で契約した医療機関に係る事務費算定の基礎となる 1 件当たりの金額によるものとする。
- 3 診療報酬明細書等を不備その他の理由により医療機関等に返送しなければならないときは、乙が当該医療機関等に直接送付するものとする。
- 4 返送又は照会中のものでその月の 10 日までに再提出ができないか又は回答のないものは、翌月の審査に附するものとする。
- 5 乙は、甲から審査及び支払の内容について説明を求められたときは直ちに説明のできるように常にその内容をつまびらかにしておくものとする。

令和 年 月 日

〇〇都道府県知事 氏 名（印）

〇〇都道府県国民健康保険団体連合会

〇〇理事長 氏 名（印）